

「あおり若者定着奨学金返還支援制度」広報業務仕様書

1 目的

「あおり若者定着奨学金返還支援制度」について、複数の媒体を組み合わせた効果的な広報を展開することで、就職予定者等に対する制度の周知と登録を促進することを目的とする。

2 委託業務名

「あおり若者定着奨学金返還支援制度」広報業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) 就職予定者等に対する制度周知と登録促進

下記の実施内容に基づき、就職予定者等に対し、制度周知及び登録促進を図るための広報業務を実施すること。

なお、本業務における「就職予定者」とは、大学等在学中に奨学金の貸与を受けている就職時に35歳未満の者を指し、主な対象は県外（特に仙台圏及び首都圏）の大学等に在学している本県出身学生とする。

また、部数や箇所数は目安であり、下記の全ての実施内容について発注者と随時協議の上、予算の範囲内で効果的な広報を実施することとする。

ア 就職予定者向け実施内容

(ア) 就職予定者向けチラシ（移住・県内就職促進用）の作成

県外在住の就職予定者が、本県への移住（特にUターン）や県内就職を自分ごととしてイメージできるようなメインビジュアルを制作し、就職予定者向けに本制度の周知及び登録促進等を図るチラシを作成すること。

[就職予定者向けチラシ（移住・県内就職促進用）]

- ・仕様 : A4判、縦長、両面印刷、フルカラー
- ・部数 : 13,000部程度

(イ) 就職予定者向けチラシ（制度PR用）の印刷

令和6年度に発注者が制作した制度PRチラシ（就職予定者向け）を、発注者が提供するイラストレーターデータを使用して印刷すること。

[就職予定者向けチラシ（制度PR用）]

- ・仕様 : A4判、縦長、両面印刷、フルカラー
- ・部数 : 13,000部程度

(ウ) 就職予定者向けチラシの発送

上記ア（ア）で作成したチラシ及び上記ア（イ）で印刷したチラシを、発注者が別途指定する送付先及び送付時期に発送すること。

[送付先]

県内外の大学等470箇所程度

(エ) インターネット・SNS広告の配信（1回目）

就職予定者の利用率が高いインターネット・SNS上で、令和7年度に発注者が制作した動画を使用した広告を8月を目途に配信すること。また、配信後には、当該広告を視聴したユーザーの属性や公式サイトへの誘導数等を解析して広告効果を検証し、県に報告すること。

[メインターゲット]

- ・年代 : 20～24歳
- ・性別 : 不問
- ・地域 : 県内及び県外（特に仙台圏及び首都圏）

(オ) インターネット・SNS広告用動画等の制作

上記ア（エ）の効果検証を踏まえ、上記ア（ア）で制作するメインビジュアルを使用して就職予定者向けに制度の周知及び登録促進を図る動画やバナーを制作すること。

(カ) インターネット・SNS広告の配信（2回目）

上記ア（エ）の効果検証を踏まえ、就職予定者の利用率が高いインターネット・SNS上で、上記ア（オ）で制作する動画やバナー等を使用した広告を2月～3月を目途に配信すること。また、配信後には、当該広告を視聴したユーザーの属性や公式サイトへの誘導数等を解析して広告効果を検証し、県に報告すること。

[メインターゲット]

- ・年代 : 20～24歳
- ・性別 : 不問
- ・地域 : 県内及び県外（特に仙台圏及び首都圏）

イ 企業向け実施内容

(ア) 企業向けチラシ及びリーフレットの印刷

令和6年度に発注者が制作した制度PRチラシ（企業向け）及び令和7年度に発注者が制作した企業向けリーフレットを、発注者が提供するイラストレーターデータを使用して印刷すること。

[企業向けチラシ]

- ・仕様 : A4判、縦長、両面印刷、フルカラー
- ・部数 : 5,000部程度

[企業向けリーフレット]

- ・仕様 : A3二ツ折加工（4面）、縦長、フルカラー
- ・部数 : 5,000部程度

(イ) 企業向けチラシ及びリーフレットの発送

上記イ（ア）で印刷したチラシ及びリーフレットを、発注者が別途指定する送付先及び送付時期に発送すること。

[送付先]

県内企業等1,000箇所程度

ウ 就職予定者の親族向け実施内容

(ア) インターネット・SNS広告の配信（1回目）

就職予定者の親族の利用率が高いインターネット・SNS上で、令和7年度に発注者が制作した動画を使用した広告を8月を目途に配信すること。また、配信後には、当該広告を視聴したユーザーの属性や公式サイトへの誘導数等を解析して広告効果を検証

し、県に報告すること。

[メインターゲット]

- ・年代 : 45～64歳
- ・性別 : 不問 (特に女性)
- ・地域 : 県内

(イ) インターネット・SNS 広告用動画等の制作

上記ウ (ア) の効果検証を踏まえ、就職予定者の親族向けに制度の周知を図る動画やバナーを制作すること。

(ウ) インターネット・SNS 広告の配信 (2回目)

上記ウ (ア) の効果検証を踏まえ、就職予定者の親族の利用率が高いインターネット・SNS 上で、上記ウ (イ) で制作する動画やバナー等を使用した広告を2月～3月を目途に配信すること。また、配信後には、当該広告を視聴したユーザーの属性や公式サイトへの誘導数等を解析して広告効果を検証し、県に報告すること。

[メインターゲット]

- ・年代 : 45～64歳
- ・性別 : 不問 (特に女性)
- ・地域 : 県内

エ 摘要

本業務の成果品 (以下「成果品」という。) の所有権、著作権及びその他の権利は、発注者に帰属するものとする。

上記実施内容の遂行に当たっては、県と十分に協議し、県の要請に応じて適切な措置を行うこと。

(2) 業務計画の作成

広報スケジュール、実施体制等を作成し、発注者に提出して承認を受けること。

(3) 報告書の作成

上記 (1) の概要をまとめた報告書を作成・提出すること。

5 対象経費

(1) 実施に係る経費 (デザイン費、印刷費、物品制作費、広告宣伝費、媒体利用料、通信運搬費等)

(2) 委託業務に従事する者の人件費

(3) その他、当該事業に必要と認められる経費 (要事前協議)

※ただし、次の経費は対象外とする。

- ・土地、建物、備品 (オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品) の取得費
- ・施設・設備の設置費、改修費
- ・その他事業と関連性が認められない経費

6 仕様書の内容の変更

発注者は、業務の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

7 成果品及び納入場所等

- (1) 成果品 以下の①及び②に係る電子データ（DVD-R等）及び印刷物を納品すること。
 - ①業務実績報告書
 - ②4（1）ア～ウの制作物
- (2) 納入場所 青森県子ども家庭部若者定着還流促進課
- (3) 摘要
業務実績報告書の様式は任意とし、実施した業務の内容や、その他業務に関連して実施した事項を記載すること。

8 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。
また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。
- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

9 留意事項

受注者は、本委託事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注者は、本委託事業が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託事業の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。